

西蒲田商店街コース

2024年 3月18日㈯

西蒲田卷田2573の5
50256-72-3372

FAX 0256-72-3321

風物の中、巻税務署へ！ 吉井アベリーハウス

3・1・3重税反対行動

吉井アベリーハウス

3月13日、巻地区公民館前広場で集会が開かれ50人が参加、巻税務署までデモ行進し、確定申告書を提出しました。

最初に、山上会長が

「中小業者は、消費税10%、インボイス制度導入で大変です。ところが政府・自民党は裏金問題の真相を明らかにせず、脱税疑惑も深まっている。消費税減税、インボイス制度廃止の運動を強めよう」あいさつ。

石田事務局長は「税務署は、来年から確定申告の收受印を廃止しようとしています。今後巻税務署と交渉していきます」と報告しました。参加者は、「消費税減税」「裏金疑惑を明らかにせよ」「等のシユプレヒコールを行い、巻税務署に集団申告を行いました。



○令和5年10月以降インボイス登録をした人は消費税申告が必要です。
(令和5年10月1日から12月31日までの売上を確認して下さい)

【確定申告後の注意点】

◎収支内訳書について

1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させるのも大事です。収支内訳書の提出は納税者の判断で行いましょう。

◎税務調査について

申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、
①事前通知②調査の税目③調査年度
④調査理由等10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があつたら役員や民商に連絡を。

能登半島地震、福井県の震災活動

能登半島地震で、新潟市西区坂井・寺尾や黒崎・善久地区などは液状化被害が出ています。黒崎地域の会員は、新潟市に罹災証明を申請し、様々な制度の活用を行っています。

【庄内修理等の支援金制度】

地震に伴う住宅被害等の被害は、国や県・市等で最大270万円の支援が受けられます。新潟市等が発行する「罹災証明」が必要です。
*能登半島地震募金は、5万9400円になりました。「支援ありがとうございました」といいました。